

下水道工事の進め方(南西部地区)

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

下水道の必要性

下水道を使用されていない家庭の下水は、道路側溝や河川に流れ、河川等を汚す主な原因になっています。公共下水道はトイレの水洗化だけでなく、家庭や事業所から出る汚水を下水処理場に集め、きれいに処理して河川に流しています。

公共下水道は、トイレや台所などの汚水をそのまま下水道管に流せるため、悪臭だけでなくハエ・蚊などの発生を防いで衛生的になり、汚水は下水処理場で適切に処理されて河川に流しているため、河川が本来の美しさを取り戻すためにも大きな役割を果たしています。

どうか公共下水道を整備させていただく必要性を御理解いただきまして、御協力の程よろしくお願いいたします。

1 下水道工事の積算と発注

前年度に実施いたしました下水管工事に伴う測量・調査業務の結果から、設計図面を作成し、下水道工事に係る費用を積算し、入札により施工業者を決定します。

2 工事説明会 (今回は、送付いたしました資料での説明になります。)

工事着工前には、対象となる皆様に工事の施工方法・工事期間・下水道へ接続する工事等の説明会を開催します。

3 下水道工事のお知らせと工事準備

施工業者が決定後、皆様には工事期間や工事概要などを回覧等によりお知らせいたします。施工業者は、現地調査や施工上必要な諸手続き、資材等の準備を行います。

4 下水道工事の着工

1 資料1「案内図」の工事予定箇所を来年3月にかけて工事を行う予定です。

2 工事予定区域の下水道工事には、大きく分けて開削工法、推進工法があります。

(1)開削工法 資料3「工事施工図(開削工法)」参照

下水道本管の埋設位置が浅い場合は、建設機械で道路を掘って下水道本管を埋設する方法です。

① 道路を溝状に掘削し、地盤が崩れないように矢板で補強した後、下水道本管を布設し、マンホールを設置し、砂で道路を埋め戻し、舗装仮復旧をして道路を元どおりにします。(毎日、繰り返しの作業となります。)

② ご家庭のトイレや台所などの汚水を下水道へ取り込む「公共汚水ます(公共ます)」を宅地内に設置します。

(2)推進工法 資料3「工事施工図(推進工法)」参照

地面からの掘削が困難な場合や比較的深いところに下水道本管を埋設する場合は、道路に「立坑」と呼ばれる縦穴を掘り、立坑から専用の機械でモグラのように地中を横に掘り進め下水道管を埋設する方法です。

① 推進工事に必要な立坑を掘ります。

② 地中の推進機械が回転しながら、立坑内のジャッキ圧力を利用して下水道本管を押し込みます。

③ 下水道本管の推進が完了すると、マンホールを設置した後に砂で道路を埋め戻します。

④ 舗装仮復旧をして道路を元どおりにします。

3 舗装復旧工事

開削工法、推進工法ともに舗装仮復旧箇所は、車の荷重で自然転圧を行い一定期間が経過した後に仮舗装を撤去して新しい舗装にします。

裏面に続きます

5 皆様へのお願い

- 1 施工業者より下水道工事の着工前、若しくは公共汚水ます（公共ます）設置工事前の何れかの時期に、昨年度に本組合へ提出いただきました「公共下水道取付管等設置申請書」に希望した公共汚水ますの設置位置を再度確認させていただきます。
工事前であれば、公共汚水ます（公共ます）の設置位置を変更することは可能ですので、施工業者へ申し出てください。
- 2 宅内の埋設管状況により、公共汚水ます（公共ます）が設置できない場合は、土の中で下水道管をキャップ止めさせていただきます。その場合は、下水道へ接続する工事を行う際に公共汚水ますは公費で負担させていただきます。

6 工事期間中のお願い

- 1 工事の時間帯は、月曜日から土曜日の朝9時から夕方5時までを予定しています。
- 2 開削工法における1日の工事工程は、道路を掘り進め、下水道本管を埋設した後、掘った道路を埋め戻し、道路を開放する作業を繰り返しながら進めさせていただきます。
1日に10m程度進む予定です。
- 3 推進工法における1日の工事工程は、道路に推進工事に必要な「立坑」を数箇所設置し専用の機械を使い地中を横に掘り進め下水道管を埋設していきます。
また、立坑の工事施工中はバリケードなどを設け安全対策をいたします。施工時間外は、覆工板といわれる鉄蓋で蓋をし、道路を開放する作業を繰り返しながら進めさせていただきます。
1日に4m程度進む予定です。
- 4 工事期間中は、現場の状況により片側交互通行、車両通行止めにて施工いたしますが、工事案内板、交通誘導員を配置し、安全にも十分配慮した上で、車両通行に支障をきたさないよう努めてまいります。
また、車庫からの車の出し入れ等、皆様にご迷惑をなるべくかけないように注意しながら進めさせていただきます。

7 下水道工事の完成

- 1 工事予定箇所下水道工事が完成した後、来年4月以降に下水道が使用できるお知らせを戸別配布又は回覧させていただきます。
- 2 皆様の家庭や事業所から出る汚水を下水道へ接続する工事（以下「排水設備工事」という。）は、本組合が指定する「指定下水道工事店」へ依頼し、排水設備工事を行っていただくことになります。その際の排水設備工事の工事費用については、個人負担となりますので御理解いただきますようお願いいたします。
なお、下水道の維持管理は、「下水道本管から公共汚水ます（公共ます）まで」は本組合の管理、「宅地内の排水管」は個人管理となります。

8 その他

- 1 資料2「公共下水道が使用できるようになるまでの流れ」には、皆様にお願ひすることと本組合が行うことを記載しておりますので、御参考にしてください。
- 2 資料4「下水道工事 Q & A」に一般的な質問と回答を記載しておりますので、御参考にしてください。
また、御不明な点がございましたら、下記まで御連絡いただきますようお願いいたします。
- 3 資料5「下水道整備区域の皆様へ」につきましては、7 下水道工事の完成にあわせて別途に御案内させていただきます。
- 4 資料6「下水道に接続しましょう！」には、下水道に係るパンフレットになります。

○連絡先 坂戸、鶴ヶ島下水道組合

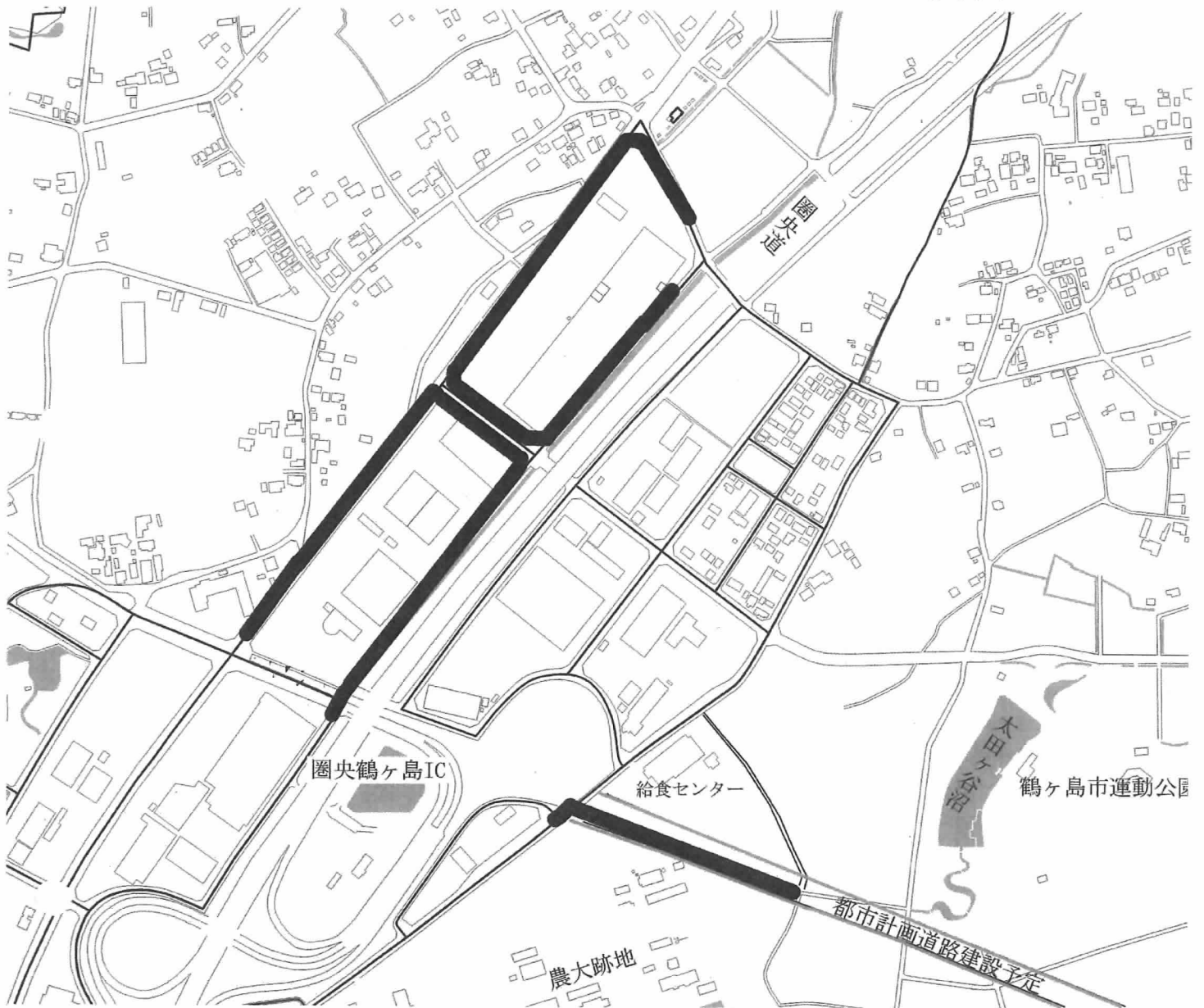
担 当 課 建設課 建設係

電 話 049-283-2052(直通)

※開庁時間 午前8:30～午後5:15(土・日曜日、祝日除く)

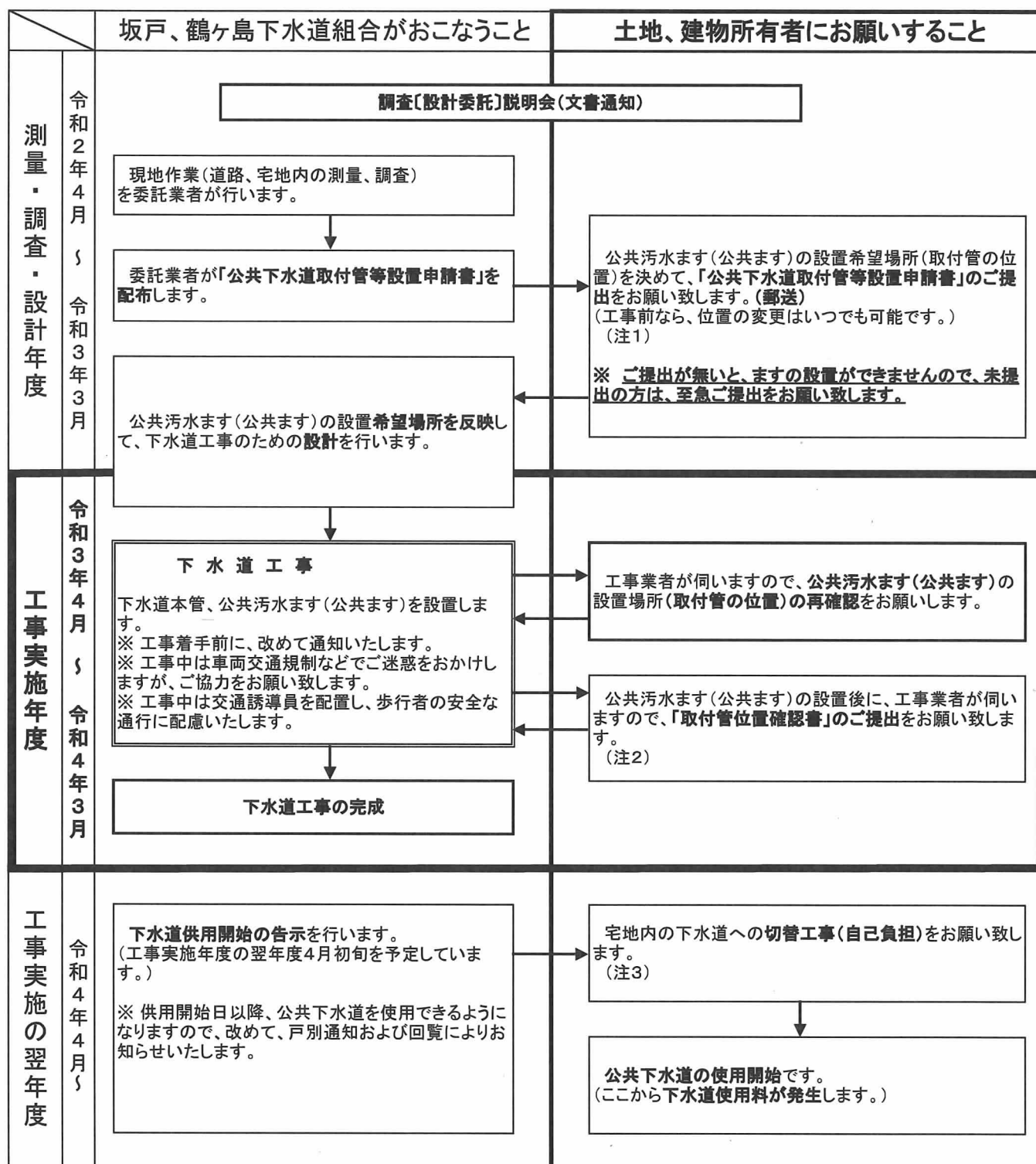
案内図

資料 1



令和3年度 工事予定箇所

公共下水道が使用できるようになるまでの流れ



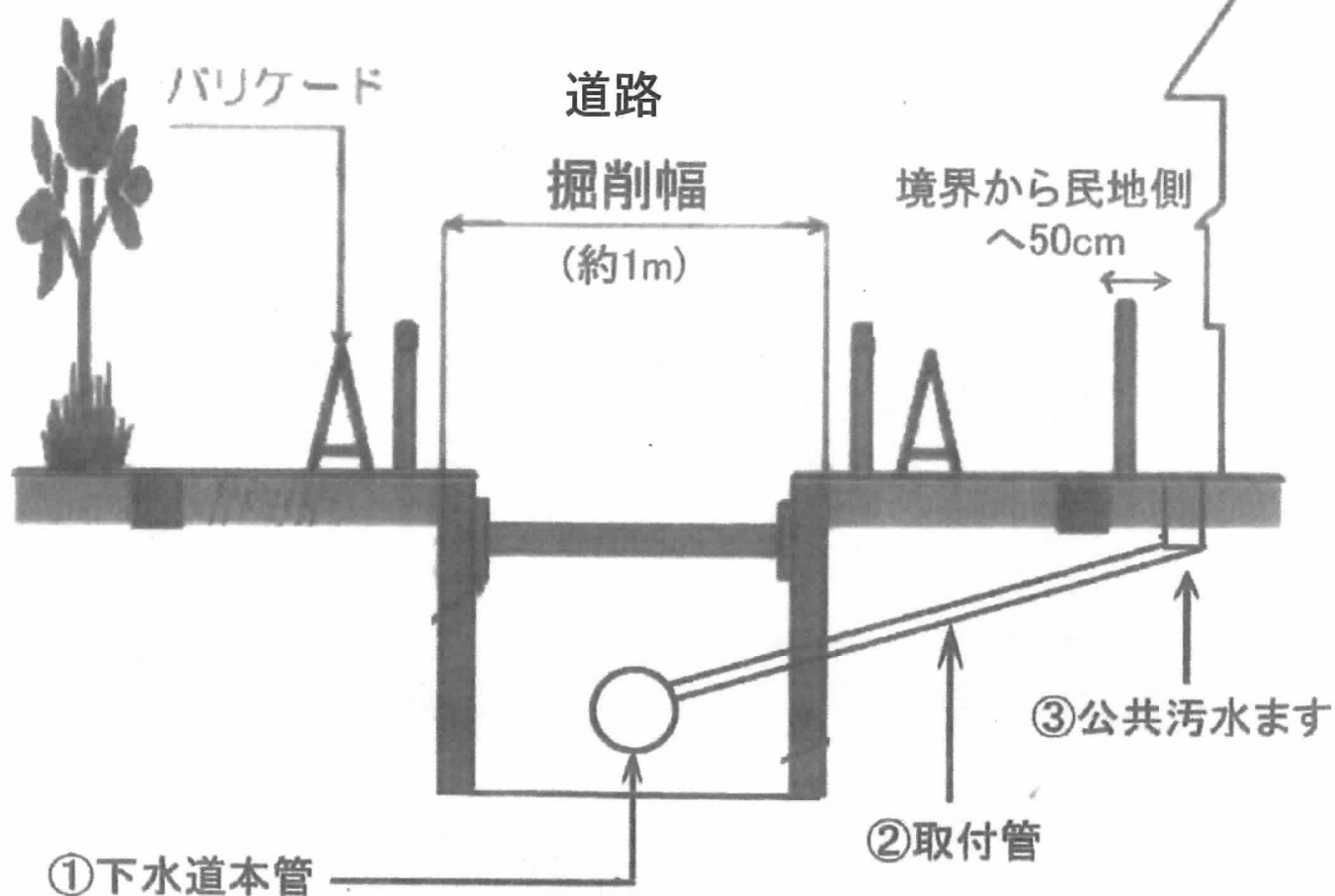
※上記のフローは大きな流れを示したものであり、実施時期等については変更となる場合があります。

(注1) 公共汚水ます(公共ます)とは、各戸からの排水を公共下水道に接続する(流す)ためのものです。
「公共下水道取付管等設置申請書」のご提出が無いと、公共汚水ます(公共ます)の設置ができません。

(注2) 決めていただいた位置に公共汚水ます(公共ます)及び取付管が入っていることを確認していただくためのものです。

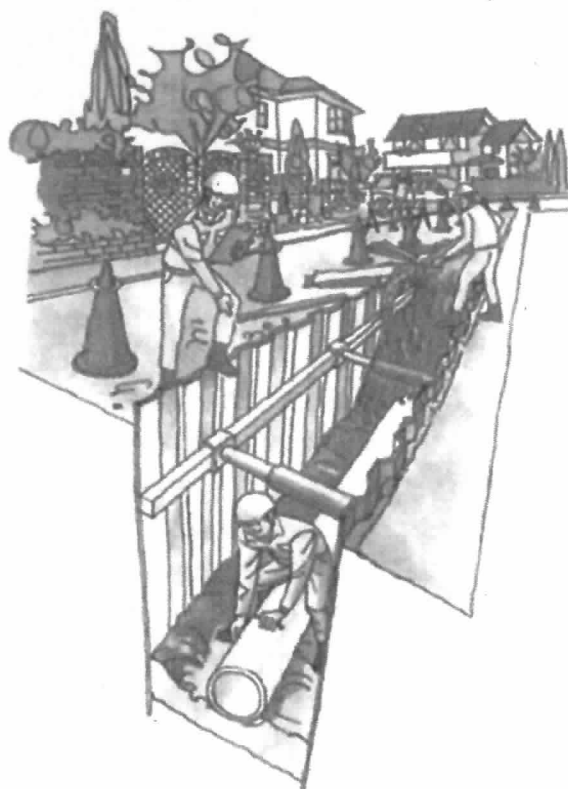
(注3) 公共下水道への切替工事は、ご本人さまが坂戸、鶴ヶ島下水道組合指定工事店へ依頼いただくことになります。
指定工事店については、組合ホームページ(<http://www.stgesui.or.jp/kurashi/setsuzoku/>)から最新のリストをご覧ください。

工事施工図(開削工法)



※①、②の布設と③の設置を公費(下水道組合負担)で行います。

1. 重機で道路を溝状に掘り、地盤が崩れないように矢板で土留めした後、下水道本管を布設しマンホールを設置します。
2. 次に砂で埋戻し、矢板を撤去します。
3. 取付管を布設し公共污水ます(公共ます)を設置します。
4. 道路を舗装し復旧します。



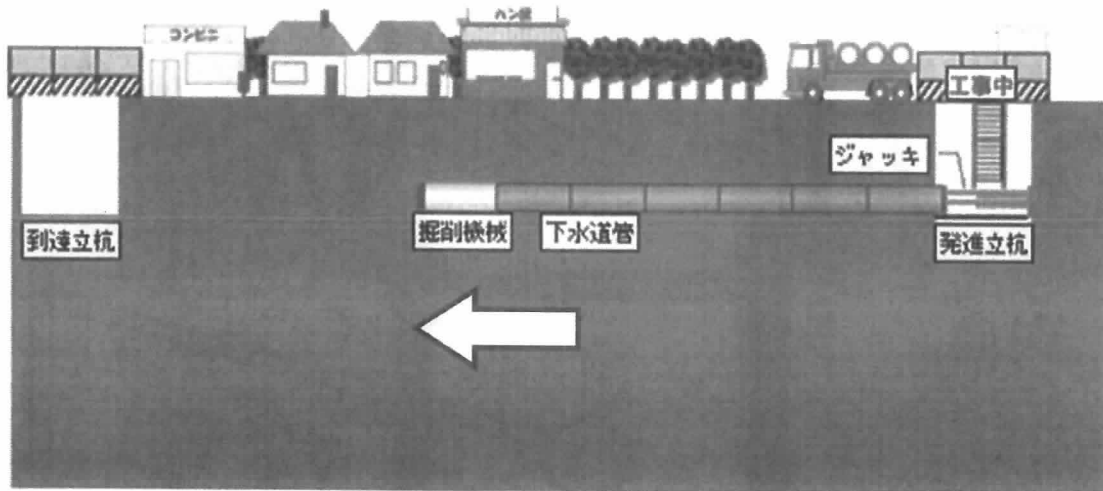
工事施工図(推進工法)

○ 推進工法とは

地面を掘らずに、立坑※に設置したジャッキにより下水管を押していく方法です。地面からの掘削が困難な場合や、比較的深いところの下水管を埋設するときに多く用いられています。

※立坑とは・・・

推進工法等において、資機材等の搬入搬出や、施工ヤードとして用いるために設けられる縦穴のこと。



推進工事イメージ

○ 施工方法

1. 道路などに大きく縦穴を掘り、発進立坑と到達立坑を設置します。
2. 発進立坑に推進機を設置します。
3. 地中を設置した掘削機械が回転しながら、発進立坑のジャッキの圧力を利用して下水道管を到達立坑まで埋設します。
4. 到達立坑より掘削機械を回収します。
5. 立坑にマンホールを設置します。
6. 立坑を砂で埋戻し、立坑を一部撤去します。
7. 道路を舗装し復旧します。

下水道工事Q&A

Q: 公共下水道工事は、いつ頃行うのか？

A: 今後、対象区域(工区)を順次定めて、年度末完了を予定しています。

工事中は交通誘導員を配置し、児童を含め歩行者の安全な通行に配慮いたします。

Q: 工事に入ったら(道路を掘削したら)、何日も通行できなくなるのか？

A: 開削工法の場合は、1日分の工事(約10m程度)ごとに、掘削から舗装復旧まで行い、道路を開放する作業の繰り返しとなります。

推進工法の場合は、1日分の工事(約4m程度)ごとに、立坑にて工事を行い、施工時間外は覆工板といわれる鉄蓋で蓋をし、道路を開放する作業の繰り返しとなります。

施工時間は9:00~17:00です。

施工時間中、歩行者(自転車)の通行は可能ですが、車の通行は迂回をお願いいたします。

Q: 家の前の工事はいつ頃になるのか、事前に教えてほしい？

A: 工事の進み具合に合わせ、施工業者が事前に、個別にお知らせをします。

Q: 人の敷地の中に勝手に入って工事を行うのか？

A: 各宅地への公共汚水ますの設置や位置の確認などで、個人の敷地内に施工業者が立ち入りさせていただきますが、施工業者が事前に、個別にお知らせをします。

Q: 家の車の出入りができないと困る。

A: 家の前の工事中(午前9時から午後5時)は車の出入りができませんので、事前に施工業者が伺い、工事日程などについて、個別に調整させていただきます。

Q: 舗装の復旧はいつ行うのか？

A: 日々、仮の舗装を行います。舗装の本復旧については、全ての工事が完了し、自然転圧期間をおいて、翌年度に行う予定です。

Q: 公共汚水ますとは何ですか？

A: トイレの汚水や風呂、台所等の雑排水をまとめる『ます』のことです。

また、排水管の清掃・点検が容易にできることを目的にしたものです。

資料7: 公共汚水ます構造図、取付管布設標準図

Q: 公共汚水ます(公共ます)の設置費用は、どうなるのですか？

A: 公共汚水ます(公共ます)と公共下水道管までの取付管の設置の費用は、公費で行いますが、皆様方の敷地内のトイレ、お風呂、台所等の排水設備を公共汚水ます(公共ます)へ接続する工事は、私費(自己負担)で行っていただきます。

Q: 公共汚水ます(公共ます)の設置位置は、変更できるのか？

A: 工事が始まる前であれば、変更できます。

その場合、下水道組合又は、工事施工業者へ申し出てください。

(連絡先: 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 建設課 049-283-2052)

Q: 公共汚水ます(公共ます)を自宅駐車スペースに設置して欲しいが、コンクリートを壊す必要がある。その際の補修はどうするのか？

A: コンクリート、タイル張り等は、現況復旧できませんので、モルタルでの復旧となります。

※モルタルとはコンクリートがセメント・砂利・砂なのに対しセメント・砂で作られたものです。

Q: 公共汚水ます(公共ます)を設置する場所がない場合はどうするのか？

A: 今回の工事で公共汚水ます(公共ます)を設置できない場合は、取付管を道路と敷地の境界付近まで設置し、キャップ止めとします。

後に、皆様方が敷地内のトイレ、風呂、台所等の排水設備を公共下水道へ切替える工事を行う際に、その工事と併せて公共汚水ます(公共ます)の設置を行っていただきます。

その場合の『公共汚水ます(公共ます)設置費用』は、下水道組合で負担しますので、坂戸、鶴ヶ島下水道組合指定工事店にご相談ください。

Q: 所有している土地に建物が建っていない状態であるが、その場合でも公共汚水ます(公共ます)は設置してもらえるのか？

A: さら地(畑・駐車場等)の場合は、公共汚水ます(公共ます)は設置できません。

ただし、権利はあるので建物を建てる場合は、下水道組合にて公共汚水ます(公共ます)を設置します。

Q: 公共汚水ます(公共ます)の深さは、どのくらいか？

A: 公共汚水ますの深さは、80センチメートルとなります。

ただし、個々の敷地の状況により異なる場合があります。

ちなみに、公共汚水ます(公共ます)は、道路境界より50センチメートル以内の場所に設置します。

資料7: 公共汚水ます構造図、取付管布設標準図

Q: 排水系統が2箇所あるので、公共汚水ます(公共ます)を2個設置してほしいのですが？

A: 1敷地で、トイレ・風呂・台所を備えた建物1棟につき1個設置します。公共汚水ます(公共ます)を追加する場合は、工事費等は自己負担になります。

Q: 公共下水道へ接続できる時期は？

A: 公共下水道の工事完成後、当組合が供用開始の告示を行います(令和4年4月頃を予定)。

告示がおこなわれた区域が「処理区域」となり、水処理センターで汚水処理をすることができる区域となります。

公共下水道の整備が完了し、下水道が利用できる区域になると、建物所有者は【下水道法】に基づき、公共下水道へ接続する工事[宅内の排水設備工事]を行うことが義務付けられます。

なお、浄化槽は公共下水道が使用できるようになるまでの簡易水洗です。宅内の排水設備工事は、みなさまが坂戸、鶴ヶ島下水道組合指定工事店へ直接依頼していただくことに

なります。

また、みなさまがお住まいの地区について供用開始の告示を行った際は、当組合の「公共下水道の供用開始と接続工事(宅地内)の実施について(お願い)」の通知によりお知らせさせていただきます。

下水道整備区域の皆様へ

●下水道が整備されたら下水道への接続工事をお願いします。

下水道が整備されると衛生面が向上し、また、浄化槽を使用することなく使用した水を直接下水管へ排水することができるようになります。

下水道を使用するためには、下水道本管工事の完了後、公共污水ます（公共ます）にトイレの排水や、台所や風呂からの生活雑排水をつなげる工事が必要となります。

皆様には、当組合の指定工事店の中から、ご自分で選んで接続工事をさせていただきます。
指定工事店以外での接続工事はできませんのでご注意ください。

また、この接続工事の代金は、皆様のご負担になります。工事代金は指定工事店に直接お支払いください。

- 汲み取りからの接続（おおよそ40万円ぐらい）
- 単独浄化槽からの接続（おおよそ20万から30万円ぐらい）
- 合併浄化槽からの接続（おおよそ10万から20万円ぐらい）

※それぞれお宅の状況や、施工方法によって費用は上記の金額を上回ってしまう場合があります。（配管延長距離、コンクリートの有無等）
※原則として、雨どい等から集められた雨水は污水管に接続できませんので、敷地内に浸透させることになります。
※外流しがある場合は污水管への接続となります。

○水洗便所改造資金貸付金制度がございます。

新築や建替え以外の接続工事で、上限金額が40万円までで、見積り金額以内の額（1万円ごと）を無利子にてお貸しする制度です。償還回数は、36回（毎月償還で3年間）です。詳細は下水道組合業務課へお問い合わせください。

●接続工事が済むと、2ヶ月に1度下水道使用料がかかります。

下水道使用料は水道の使用水量を基に算出しています。

《参考》2ヶ月で30㎡使用した場合（10%税込）

水道料金（口径 20mm）	下水道使用料	合計
4, 444円	3, 278円	7, 722円

※使用水量によっては水道料金より高くなる場合もあります。

【問い合わせ先】
坂戸、鶴ヶ島下水道組合 業務課
049-288-3361
8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

トイレの水洗化は 3年以内に

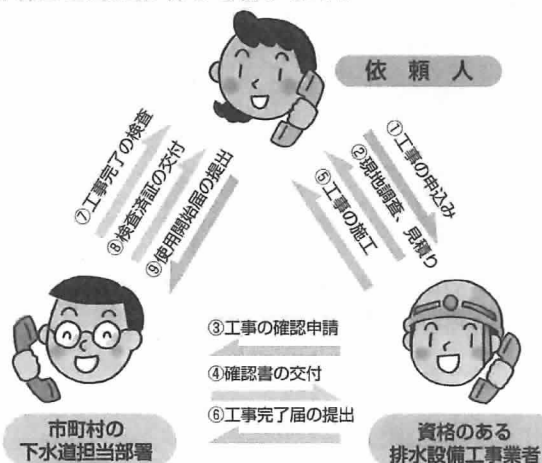
公共下水道が完成して供用開始の公示がされますと、皆さんのご家庭の排水設備を公共下水道につなぐ工事をすみやかに行っていただくことになります。特に、くみ取り便所は公示後3年以内に水洗トイレに改造することが、法律で義務づけられています。また、浄化槽を利用されているご家庭でも、公共下水道に直結する水洗トイレに改造しなければなりません。



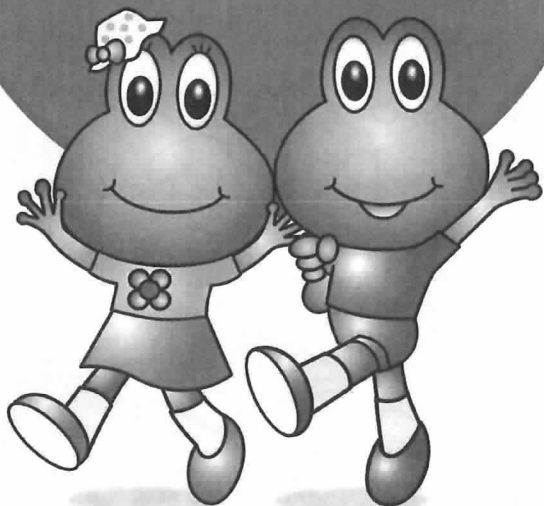
資格をもった 排水設備工事業者に

トイレの水洗化改造や排水設備工事は、皆さんの負担で行っていただきます。工事は、一定の技術水準にそって正しく行われないと、詰まって故障の原因になったり、公共下水道の機能に悪い影響を及ぼすことになります。そこで、工事に必要な専門知識と技術を持った「資格のある排水設備工事業者」が行うことになっています。

なお、排水設備工事業者では、工事にあたっての諸手続きを皆さんにかわって行います。



下水道に 接続しましょう！

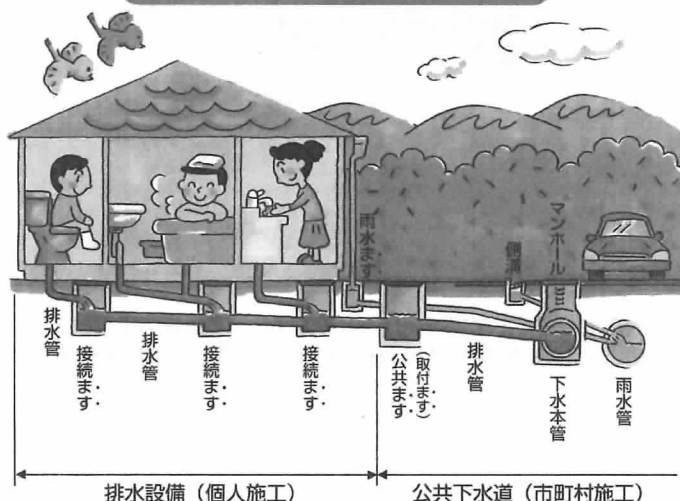


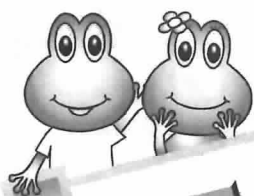
下水道に接続するためには 排水設備工事が必要です

宅地や建物からの汚水や雨水を公共下水道に流すために設置する排水管やますなどを「排水設備」といいます。

「排水設備」とは一般的に皆さんのご家庭の台所、風呂、トイレなどの流し口から公共ます（接続ます）までの部分のことをいいます。

排水設備の設置例（分流式の場合）





下水道

ができてと...



水洗トイレが使用できます!!

清潔で快適な水洗トイレを使用することができるようになります。そのため、子供やお年寄りの方でも安心してトイレを使うことができ、さわやかな暮らしになります。



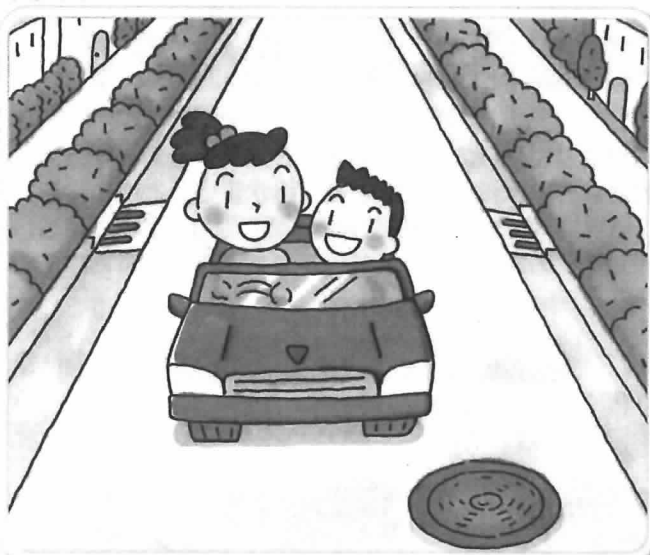
安全なまち—大雨が降っても浸水しません!!

大雨が降っても、すばやく排水するので浸水の心配がなくなります。そして、災害から大切な生命や財産を守ります。



美しい自然—川や湖、海の水がよみがえります!!

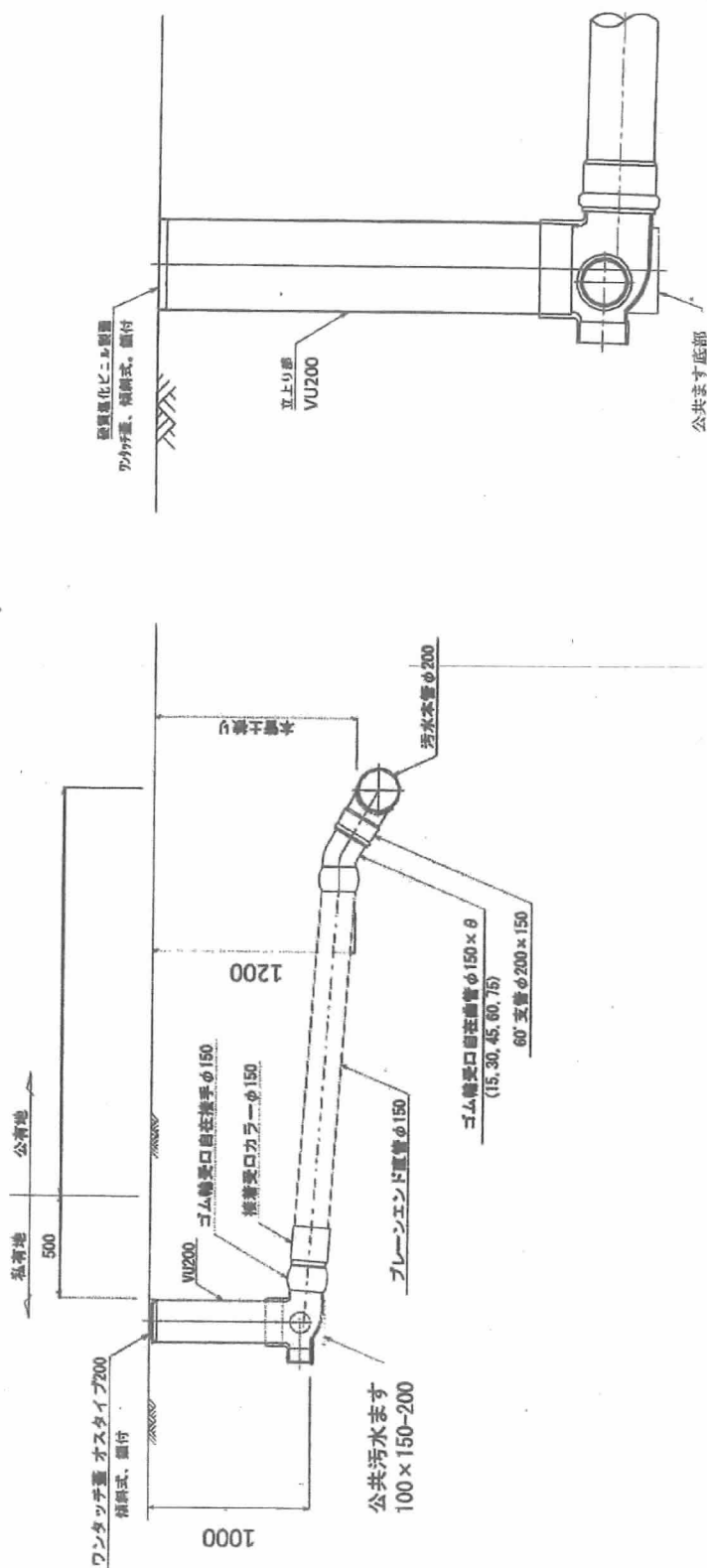
よごれた水は、きれいにしてから流すため、川や海、湖の水をよごさず、美しい自然が守られます。



きれいな街—くらしの環境がよくなります!!

きたないドブや水溜まりがなくなり、街並みがきれいに整備され、蚊や蛹などの害虫の発生が少なくなります。

公共汚水ます構造図
取付管布設標準図



坂戸、鶴ヶ島下水道組合